

令和3年1月27日	
所 属	都市政策課
所属長	橋本 貴宗
電 話	06-6489-6138

「企業版ふるさと納税」がスタート！
～寄付第1号は信金中央金庫（尼崎信用金庫）～

尼崎市では、企業版ふるさと納税をスタートさせます。

本市では、企業版ふるさと納税制度の改正を受けて、その活用について、令和2年度に入り本格的に検討、協議を進め、このほど同制度の運用にあたり必要となる地域再生計画の認定を国から受けました。

こうした取組を進めている中、尼崎信用金庫からご協力の話をいただき、このたびの信金中央金庫からの寄付金が、本市の企業版ふるさと納税第1号となりました。

今後、本市への企業版ふるさと納税の一層の促進に向けて、取組を進めてまいります。

1 企業版ふるさと納税とは

企業版ふるさと納税とは、地方創生の充実・強化に向けて平成28年度に創設された制度で、国が認定した地方公共団体の地域再生計画に基づく事業に対して企業が寄付を行った場合に、法人関係税から税額が控除される仕組みです。

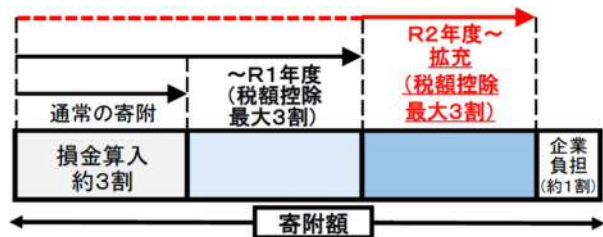
令和2年度から制度が見直され、従来の損金算入による軽減効果と合わせて、最大で寄付額の約9割が軽減されるなど、より使いやすい仕組みとなりました。

[令和2年度の制度の主な改善ポイント]

- ・ 税額控除の割合が2倍に引き上げられ、税の軽減効果が最大約9割に
- ・ 事業費確定前の寄付の受領が可能となり企業が寄付したいタイミングでの寄付が可能に
- ・ 地方版総合戦略の抜粋・転記による地域再生計画の認定申請が可能となり、地方公共団体の負担となっていた手続きが簡素に

[その他のポイント]

- ・ 本社が所在する地方公共団体への寄付は対象外
- ・ 寄付企業への経済的な見返りは禁止



(出典：内閣府ホームページ)

2 寄付金の使いみち

本市では、総合計画の推進を通じて「誰一人取り残さない社会の実現」を基本理念とした、世界共通の持続可能な開発目標「SDGs」の達成を目指しています。いただいた寄付金につきましては、「SDGs」の達成に資する取組を中心に活用させていただく予定です。

以 上